

出張報告書

令和 8 年 7 月 3 / 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団
代表者氏名 川崎敏美
出張者氏名 川崎敏美 小村 潤
松澤千鶴

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8 年 7 月 1 1 日から令和 8 年 7 月 1 1 日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 第68回自治体学校in大阪 全体会 (基調講演: 記念講演) 2 憲法が危ない 3 地方自治こそ未来の希望 4 5	
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備考	

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

- ☒ 精算額は、令和 8 年 6 月 2 3 日届け出た額 (2, 5 0 0 円) と同一額である。
- ☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書【報告①】

2026 年 7 月 31 日

日本共産党尼崎市議団

川崎敏美

第 68 回自治体学校 in 大阪 1 日目（全体会）参加報告

1. 参加概要

- ・ 開催日：2026 年 7 月 11 日(土)
- ・ 開催場所：(大阪中央公会堂)
- ・ 統一テーマ：「憲法が危ない 地方自治こそ未来の希望」

2. 基調講演の要旨

- ・ 講師：中山徹氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授）
- ・ 演題：「地方自治と地域 この 1 年から考える一平和、民主主義、暮らしを守るために自治体はどうすべきか」
- ・ 要点：
 - 自民・維新連立政権が進める「戦争できる国づくり」路線が、医療・福祉の削減や新自由主義的政策とともに国民生活を脅かしている
 - 日本列島のミサイル基地化・弾薬庫増強など、安保政策の転換が地域に及ぼす影響
 - 介護サービスの切り下げ、OTC 類似薬の保険外しなど、社会保障の縮小が暮らしの基盤を揺るがしている

3. 記念講演の要旨

- ・ 講師：畠山澄子氏（ピースボート共同代表）
- ・ 演題：「世界とつながり、行動する：ピースボートの取り組みから」
- ・ 要点：
 - 広島・長崎の被爆者や日本軍「慰安婦」被害者の証言を聞く取り組みの紹介
 - 市民が世界とつながって行動することの意義、顔の見える国際交流の重要性

4. 所感・尼崎市政への示唆

- ・ 自治体のあり方として困った自治体の 3 類型（開発型自治体、停滞型自治体、追従型自治体）のうち本市がどれに該当するのか、今後は立憲型自治体として、地域の平和を守り、市民生活を向上させ、地域経済の活性化を進める自治体に発展させていかなければならないと感じた。

2026 年 7 月 31 日

日本共産党議員団

小村潤

小村 潤

出張日時：2026 年 7 月 11 日（土）および 12 日（日）の二日間

会場：11 日（全体会）大阪中央公会堂、12 日（分科会 8）エル大阪

【全体会】

基調講演「地方自治と地域 この 1 年から考える

平和、民主主義、暮らしを守るために自治体はどうすべきか」

：中山 徹（自治体問題研究所理事長、奈良女子大名誉教授）

<講演要旨>

国政では自民・維新連立政権の下、大きくは三つの方向性で平和と国民生活が壊される政策が推し進められている。

- ① 防衛力の強化が実質、戦争できる国づくりとして進んでいる。日本列島ミサイル基地化、弾薬庫の増強、長射程ミサイルの配備、国家情報局・国家情報会議の設置、先島諸島での避難計画策定、自衛隊司令部の基地化など。そのために防衛費の大幅増額に国家予算がつぎ込まれている。また日米合同演習の大規模化も米政権の求めに従って強められている。しかし、抑止力論の破綻は明らかである。
- ② 医療・福祉が削減されている。介護サービス全国一律基準の見直しは地方における介護保険の崩壊を招く。窓口自己負担対象者拡大、OTC 類似薬の特別料金制度の創設、国民皆保険の崩壊につながる危険性など。
- ③ 新自由主義的な経済政策。経済成長、国民生活の向上につながるとして、企業活動の自由を拡大する経済規制、開発規制等の緩和、労働規制緩和、国家予算から企業へ多額投資。

そのような中で地方自治体はどういう状況にあり、どんな役割を果たすべきか。

・困った自治体の 3 類型→①開発型自治体、②停滞型自治体、③追随型自治体

・市長選をめぐる変化

全国で、これまでとは違った首長選の結果が生まれている。どんな方向性であれ、住民が「自分たちがまちづくりに参加している」「自分たちの声が政治に届いている」という実感が持てる候補者が選ばれる特徴が出てきている。

・新たに生まれた立憲型自治体→開発型・停滞型・追随型ではなく、団体自治と公共を住民自治に依拠して実現するような自治体。

・いま地方自治体に求められていること→①自治の精神。地方自治法第一条の 2 を生かすこと。国がその精神に反することをやっていたら自治体として意見を申し立てること。②人にこそお金を使う。地域経済が疲弊している時こそ、人件費をはじめ、人のために予算を回すことで地域に経済循環が生まれてまちに活力が生まれる。③公共の回復。行政職員が地域や市民の状況を自ら掌握すること。

<感想>

良い施策であれ、悪い施策であれ、自分たち住民の声がどれだけ聞き入れられているか、耳を傾けられているか、まちづくりに参加できている実感があるか、で市政への満足度・印象度が変わるのだという話に非常に納得した。本市も住民が主体的にまちづくりに参画していけるよう努力しているとは思っているが、もっといろんな可能性があるのではないか、と感じた。

記念講演「世界とつながり、行動する：ピースボートの取り組みから」

：畠山澄子（ピースボート共同代表）

講演要旨

ヒバクシャとの船旅から自身の平和追求の生き方が決まった、と畠山氏は話した。ピースボートの始まりは1983年。当時、教科書の日中戦争の記述について「侵略」から「進出」へと変えられることが大きな議論となり「事実はどうなのだろう？当事者はどんな思いなのだろう？」直に話を聞き、この目で確かめようと、150人乗りのボートから出発し、今では1700人乗りのクルーズ船が年3回、地球一周する事業に発展。

1984年には南京大虐殺の経験者の話を、また1996年にはインドネシアの従軍慰安婦の話を、2003年には南北コリア両方を訪れようという企画も知恵を絞って実施。地球一周の旅で、体制や文化、習慣の違う国々を訪れ、民間レベルで顔の見える国際交流を続けてきたそう。

暗い世界情勢の中でも、分かり合えることも、分かり合えないことも対話して向き合い、偏見を乗り越えること、今、できることからまず動いてみることを、世界とつながっていることが大切であり、希望であると語り、「絶望の中に希望を」としめくくった。

<感想>

ポスターは街でよく目にするが、ピースボートの詳細を知らなかったため、取り組みのすばらしさに驚きの連続で拝聴した。畠山氏が冒頭「留学していた18歳当時、リアルに戦争中の国から来ている友人に対し、戦争体験を訪ねた際、『一体どんなつもりでそんなことを尋ねることができるのか』といわれ、『ただ、お母さんを返してほしい』と聞いて自分の無関心さを思い知った」と話したことだけでも活動の重さを感じた。

戦争し合う国ではあっても、中に住む人間と人間が顔見知りで友人であることで、争いや憎しみは減らしていける。そう確信を持ちながら、一つでもできることを船旅に参加した人の主体的な思いを大切にしながら続けているのが素晴らしい。

【分科会】

分科会8「交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を」

助言者：可児紀夫（愛知大学地域政策学センター研究員）

助言および分科会報告者の発言は別紙資料の通り。

<感想>本市では市営バスが阪神バスに移譲して久しい。市民の足としてバス交通や公共交通とは本来どうあるべきかを考えたいと思い、参加した。現在、市内ではバス料金が連続して値上がり傾向にあり、路線、便数の減少も見られる。議会では「阪神バスは黒字経営だが運転手不足でサービスの拡充はできない」という答弁。阪神バスとの情報交換はおこなっていても市民要望を実現するための協議や交渉は積極的にはおこなわれていない現状がある。可児氏によれば、こうした市営バスの権限移譲の際の契約がどういう内容になっているのか、をよく見るべきだという。実際、他の自治体では民間事業者が複数社で市域を網羅しているが、本数や路線が偏ることのないように、市民の意見を取り入れ行政も関わって協議する場をもち、市民の足を守っている例が報告された。今後も本市のバス交通ならびにAIオンデマンド交通の展開について研究と追求を深めたいと思った。

以上

第68回 自治体学校に参加して

2026年7月11日・12日 大阪市内で開催された研修に参加しました。2日間の研修報告をいたします。

<11日全体会>

特に印象的だったのは、「世界とつながり、行動する：ピースボートの取り組みから」と題したピースボート共同代表の畠山澄子氏の記念講演でした。

ピースボートとは

1983年に開始。国と国との利害を超えて人と人とのつながりを築き、共感し合える場としての航海を続け、これまでに100回を超えるクルーズを実施。

日本の侵略戦争でアジアの人々が何を体験してきたのか、被爆者のみなさんの「世界のどの人も体験させない」の意思を伝える被爆証言、これらを共通認識にすることが、未来の平和とセットになっているという話は説得力がありました。

・北朝鮮について メディアからの情報だけでは決めつけたイメージとなる。しかし直に對話すると同じ人間同士だとわかる。

・排外主義に対して その国に自分が知っている人がいるということがとても大事だ。何が分かり合え、何が分かり合えなかったかを自分自身で体験することが重要だ。

・ガザの友から 戦争が始まり色々なものが無くなり、色々なものが届けられた。自分にとって一番必要だったものは、ピースボートで知り合った人からのメッセージだった。絶望の中に希望が見えたと言っている。

・行動し続けることに意味がある 核兵器禁止条約が実現した。ヒバクシャのみなさんが教えてくれた。

「ひとりがつながるのではなく大勢で繋がり合うことが、過去の戦争を見つめ、平和な未来を創る」という畠山氏の講演に、民間レベルの平和外交の力を感じました。

<12日分科会>～第2分科会：医療保障は人権保障の砦～

「全世代型社会保障改革」「改正健康保険法」の中身を詳しく学びました。国の意図、それに基づく地域医療構想の問題、現場の医療機関で進む人員不足などが報告されました。

公的医療保険による皆保険体制と医療提供体制を削減・縮小しようとする国の動きは、「いのちの格差」を更に大きくする危険な方向です。住民福祉を守る地方自治体が毅然と国に対峙すること、住民側も「いのちを守れ」「医療を守れ」の運動を進める必要性を強く感じました。

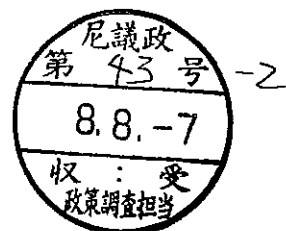
第 68 回自治体学校 in 大阪 日程

7月11日(土)全体会 会場:大阪市中央公会堂

- 12:00 開場
- 13:00 開校 司会:田中あやめ(大阪平和委員会)
司会:川渕政樹(吹田市職員労働組合)
- 13:05 開校挨拶 鶴田廣巳(自治体学校学校長/関西大学名誉教授)
- 13:10 現地実行委員長挨拶 梶 哲教(大阪学院大学准教授)
- 13:15 基調講演「地方自治と地域 この1年から考える」
中山 徹(自治体問題研究所理事長/奈良女子大学名誉教授)
- 14:30 休憩
- 14:50 記念講演「世界とつながり、行動する:ピースボートの取り組みから」 畠山澄子(ピースボート共同代表)
- 15:50 休憩
- 16:00 リレートーク「地域と自治体 最前線」
① 「忠岡町での巨大産廃誘致計画撤回求める住民運動と民主町政の課題」 是枝綾子(忠岡町長)
高迫千代司(忠岡町の巨大産廃焼却施設の誘致を考える会事務局長)
② 「生活保護を担う職場からの報告」 森下千鶴子
(京都市下京福祉事務所生活保護ケースワーカー)
③ 「陸上自衛隊祝園分屯地での弾薬庫新設に反対する運動」
梶川 憲(平和憲法を守り生かす京都共同センター代表委員/京都地方労働組合総評議会議長)
- 16:45 次回開催地代表挨拶 太田 正(とちぎ地域・自治研究所理事長)
- 16:50 全体会閉会挨拶 吉田佳弘(自治体学校実行委員長)
- 17:00 1日目全体会終了
- ★17:40 夜の自主交流会 会場:大阪グリーン会館2階大会議室
「原発再稼働と住民の安全:各地から考える自治体の課題」

7月12日(日)分科会・講座

- 1 分科会・講座 9:30 開場 10:00~16:00 分科会・講座
会場:エル・おおさか(大阪府立労働センター)/大阪グリーン会館/国労大阪会館
- 2 現地分科会 A 「これが夢洲カジノだ!」
9:45 ATC(アジア太平洋トレードセンター)B1 会議室集合
- 3 現地分科会 B 「多文化共生の歴史とまちのあり方を考える」
9:30 大阪市労組組合事務所集合



出張報告書

令和 8 年 7 月 3 / 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団
代表者氏名 川崎 敏美
出張者氏名 川崎 敏美

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8 年 7 月 1 2 日から令和 8 年 7 月 1 2 日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 第68回自治体学校in大阪 分科会1 (大阪グリーン会館) 2 「公共」の担い手の現状、公務公共サービスのあり方 3 4 5
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 8 年 6 月 2 3 日届け出た額 (4 8 0 円) と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書【報告②】

2026 年 7 月 31 日

日本共産党尼崎市議団

川崎 敏美

第 68 回自治体学校 in 大阪 2 日目（分科会）参加報告

1. 参加概要

- ・ 開催日：2026 年 7 月 12 日(日)
- ・ 開催場所：(大阪グリーン会館)
- ・ 分科会名：『『公共』の担い手の現状、公務公共サービスのあり方』
- ・ 助言者：川村雅則氏（北海学園大学教授）
- ・ 形式：グループに分かれての討議形式

2. 講演・討議の内容

- ・ 会計年度任用職員制度をはじめとする非正規公務員の待遇問題
- ・ 官製ワーキングプア（公共民間労働問題）の実態と是正の必要性
- ・ 非正規・委託労働なしには公共サービスの現場が回らない構造的問題
- ・ 議会・自治体議員に期待される役割（労働条件の情報収集・監視機能）

3. グループ討議での意見交換（概要）

- ・ 学童保育で働く指導員の処遇改善をどう進めるべきか、各地の状況が出し合う中で解決策を議論した

4. 尼崎市政への接続・今後の活用方針

- ・ 制定してから 10 年を経ている尼崎市の公契約調達条例の見直し、特に賃金条項を新たに加えたものが必要であることを痛感した。
- ・ 尼崎市の会計年度任用職員数、委託業務の労働条件を具体的にどこでチェック体制をつくり、問題がある場合は軌道修正ができる行政運営が求められていることを痛感した。

分科会1『公共』の担い手の現状、公務公共サービスのあり方

公務非正規問題に取り組む

助言者：川村 雅則（北海学園大学教授）

○総論——視点と目的

北海道で、非正規公務員問題と公共民間労働問題に取り組んでいます¹。いずれも新自由主義改革・構造改革の一環である公務リストラ、公務の市場化・営利化の中で起きていることですから、正規職員の雇用や働き方にも直結する課題です。そのような視点を持ちながら、一方で、「非正規だけでなく正規も大変だ!」とか「直営だけでなく公共民間も大変だ!」といった漠然とした議論に終始することなく、各論を詳細に出し合いながら、問題の解決策を考えていきましょう。

本分科会を通じて、次の2点の実現を目指します。(1) 国の制度を変えるためにも、まずは足下＝自らのまちから具体的な取り組みを始めること、(2) その取り組みを通じて「仲間を増やすこと」(仲間が増えることは、取り組みの妥当性の指標です)。

なお、正規職員の直面する問題について助言者は十分な情報を持ち合わせていません。参加者の皆さんからのご提供を期待します。

○調べることを重視する

研究者として最も重視しているのが「調べること」です。やっぱりそうだったのか、自分だけじゃなかったのか——調査自体が当事者・参加者をエンパワーメントし、かつ、関係者をつなぐ契機にもなります。意識的にプロジェクト化することをおすすめします。調

¹ 詳細は、自治体研究社から発行されたばかりの書籍と、北海道の労組・議員・弁護士・新聞記者らで2025年にまとめた編著にまとめています(いずれも本学校でも発売中!)。また「北海道労働情報 NAVI」という名前のサイトで情報発信に努めています。お立ち寄りを。

べるべきことは、当該労働者の人数や基本的な賃金・労働条件など多岐にわたります。民間部門に比べて情報の入手が容易であることを活かしましょう。情報公開制度は活用されていますか。こうした行為そのものが地方自治の趣旨に合するものです。「自治基本条例」や「議会基本条例」に魂を入れましょう。なお、(1) 当事者アンケートは当事者へのアプローチの重要な契機です。(2) 明らかにした結果は、それを必要な方々に届けるなど公開が必須です。あなたが労組なら議員に、議員なら労組に働きかけ、連携していくことを忘れずに。

○非正規公務員(会計年度任用職員)問題に取り組む²

会計年度任用職員制度は、民間部門の非正規雇用制度が目標になるほどのひどい制度です。根本からの立て直しを視野に入れ、そのためにこそ、足下からの取り組みを。運動の成果によって実現した国の政策改善を把握し反映させることも忘れずに(国の非正規公務員制度、いわゆる総務省マニュアルの点検を)。以下、雇用安定、均等待遇、権利擁護の観点で幾つか述べます。

・雇用安定：会計年度ごとの雇用(という解釈)が厳格化されたひどい制度。そんな中でも先行する自治体では、65歳までの実質的な継続雇用が実現。再度任用における公募制の廃止はすでに実現しましたか。能率性にも反する公募・選考の現状は把握していますか。人手不足下で職員を動員し基準も不透明な選考にどんな意義があるのでしょうか。関連して、人事評価制度は「人材育成」の制度になっていますか。その内容や手続き上の問題点

² 雑誌『経済』で2026年2月に特集された「非正規公務員のいま」所収の5本の論文をNAVIで公開中。日本労働弁護団「非正規公務員制度立法提言」(2024年11月)の理解に資する論文も。

の把握・告発を。なお、離職者の発生状況は組織の健全さの指標です。状況を把握して活用を。条件に該当する場合には「大量離職通知書」の作成・提出が必要です。忘れずに。

・均等待遇：全体の底上げと仕事に応じた上乘せの観点で現行賃金の水準と昇給（加算）の状況把握を。賃金の遡及改定の状況や休暇など各種制度を含め、正規職員との間に「不合理な格差」はないかの確認も。民間部門の労組の取り組みや「同一労働同一賃金ガイドライン」など政策の動きにも目配りを。

関連して、(1) ジェンダー平等の視点を：低賃金が「容認」されている背景には、家父長制・性別役割分業意識の存在があります。現状では、仮に取り組みされていたとしても「ガラスの天井」問題にとどまるところ、「ベタつく床」問題も視野に入れて、男女共同参画社会基本法／基本条例や女性活躍推進法／特定事業主行動計画を活かす取り組みを進めましょう。同計画は、現状の把握と計画の策定を、全ての女性職員を対象に進めることを求めています。あなたのまちの男女共同参画条例と整合はとれていますか。(2) 民間部門への波及効果の自覚を：自治体非正規職員の賃金は、業務委託や指定管理など民間発注の予定価格の積算にも使われます。良い意味でも悪い意味でも波及効果があることに留意し、適正価格の実現を目指しましょう。

・権利擁護：労働基本権の回復を目標に掲げつつ、まずは、代償措置機関である人事委員会・公平委員会の制度の周知から。機関が機能不全を起こしているならそのこと自体の「可視化」も必要です。さしあたり、措置要求・審査請求・苦情処理制度に焦点をあてて現状把握を進めましょう³。労働基本権が制約され代償措置機関も機能していないなど、まったく許されぬことです。

³ 宜野湾市図書館で発生した、会計年度任用職員の雇い止め問題を検証するレポートを参照。

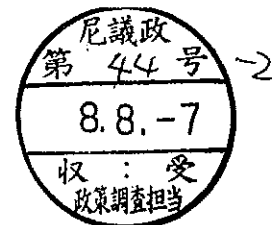
○公契約条例の制定を視野に入れて、公共民間労働問題に取り組む

公共民間の分野では、入札制度・公募制下で賃金・労働条件が抑制され、かつ、事業者交代で雇用が切れるという構造問題があります。しかも、直営に比べると発注後の状況把握は困難になります。そのような問題状況の克服のためにも、「公契約条例」の制定作業を並行して具体的に始めましょう（「賃金保障型」でなく「理念型条例」であっても、まずは条例制定に向けた取り組みを始めることが大事です）⁴。また近年では、業務委託等分野でも建設分野でも、適切な人件費や労働条件の確保を求める政策や通知・方針などが国から出されています。「公共サービスの産業化」方針が一方で進められていることから、楽観はすることなく、しかし、こうした動きも活用していきましょう。

まずはどんな仕事でどんな条件で発注されているかの確認を進めましょう。発注後の賃金・労働条件の把握まで一気に進められずとも、どのような基準で人件費が積算されているかなど把握可能なことは少なくありません。限界はありますが、「仕様書」を通じて、労働者のどのような配置や働きが予定されているかの一定の把握も可能です。気になる事業や何か問題が発生している事業を中心に作業を進めていきましょう。

なお、(1) 公共民間分野の賃金・労働条件の把握作業は、自らで実施するには限界があります。行政自身に調べさせることも視野に入れて取り組みを進めましょう。(2) 低価格発注問題では、受託者・事業者とも連携が可能（公契約条例ではこの問題が肝）です。

⁴ 札幌市で公契約条例に取り組んでいます。その一環で条例制定自治体の経験などを調査しています。委託労働運動の蓄積がある越谷市の公契約条例の調査レポートを参照。『公契約条例がひらく地域のしごと・くらし』（自治体研究社）も手元に準備を。



第 7 号様式 （規程別表第 1 第 2 項第 2 号エ関係）

出張報告書

令和 8 年 7 月 23 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団
代表者氏名 川崎敏美
出張者氏名 松澤千鶴

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8 年 7 月 1 2 日から令和 8 年 7 月 1 2 日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 1 第 6 8 回自治体学校in大阪 分科会 2（国労大阪会館） 2 医療保障は人権保障の砦 3 4 5	
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐		備 考

3 届出事項の変更等 ☒ な し ☐ あ り （内容は裏面に記載）

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 8 年 6 月 2 3 日届け出た額（ 4 0 0 円）と同一額である。
☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。（精算額は裏面に記載）

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

第68回 自治体学校に参加して

2026年7月11日・12日 大阪市内で開催された研修に参加しました。2日間の研修報告をいたします。

<11日全体会>

特に印象的だったのは、「世界とつながり、行動する：ピースボートの取り組みから」と題したピースボート共同代表の畠山澄子氏の記念講演でした。

ピースボートとは

1983年に開始。国と国との利害を超えて人と人とのつながりを築き、共感し合える場としての航海を続け、これまでに100回を超えるクルーズを実施。

日本の侵略戦争でアジアの人々が何を体験してきたのか、被爆者のみなさんの「世界のどの人も体験させない」の意思を伝える被爆証言、これらを共通認識にすることが、未来の平和とセットになっているという話は説得力がありました。

- ・北朝鮮について メディアからの情報だけでは決めつけたイメージとなる。しかし直に対話すると同じ人間同士だとわかる。
- ・排外主義に対して その国に自分が知っている人がいるということがとても大事だ。何が分かり合え、何が分かり合えなかったかを自分自身で体験することが重要だ。
- ・ガザの友から 戦争が始まり色々なものが無くなり、色々なものが届けられた。自分にとって一番必要だったものは、ピースボートで知り合った人からのメッセージだった。絶望の中に希望が見えたと言っている。
- ・行動し続けることに意味がある 核兵器禁止条約が実現した。ヒバクシャのみなさんが教えてくれた。

「ひとりがつながるのではなく大勢で繋がり合うことが、過去の戦争を見つめ、平和な未来を創る」という畠山氏の講演に、民間レベルの平和外交の力を感じました。

<12日分科会>～第2分科会：医療保障は人権保障の砦～

「全世代型社会保障改革」「改正健康保険法」の中身を詳しく学びました。国の意図、それに基づく地域医療構想の問題、現場の医療機関で進む人員不足などが報告されました。

公的医療保険による皆保険体制と医療提供体制を削減・縮小しようとする国の動きは、「いのちの格差」を更に大きくする危険な方向です。住民福祉を守る地方自治体が毅然と国に対峙すること、住民側も「いのちを守れ」「医療を守れ」の運動を進める必要性を強く感じました。

分科会 2

医療保障は人権保障の砦

助言者：長友 薫輝（佛教大学社会福祉学部教授）

～プロフィール～

- 『全世代型社会保障改革とは何か-国民健康保険と医療政策の動向-』自治体研究社
- 自治体問題研究所理事、公益財団法人日本医療総合研究所副理事長、総合社会福祉研究所理事、日本高齢期運動サポートセンター理事、日本医療福祉政策学会幹事など。
- 専攻は社会保障論・地域医療論・地域福祉論。

1. 直近の高市首相の発言から（全世代型社会保障改革）

- ①「現役世代の社会保険料負担軽減の上昇を止め引き下げていく」方針に従い、マクロ的な社会保障負担率の目標について検討を進め、2026 年度中に社会保障改革の具体化と工程の明確化を図る。
- ②「社会保険料負担軽減」と「持続可能な提供体制へと転換すべき」
- ③「年齢によらない真に公平な応能負担、高齢期の方々の自己負担の見直し」
- ④「年齢にかかわらず、働き続けることができるよう、高齢者の定義の見直し」
(高市首相、2026/5/22 経済財政諮問会議)

つまり・・・

- ①「社会保障負担率に目標設定」→ 医療費総額管理等の提示
- ②「持続可能な、効率的な提供体制」→ 医療・介護提供体制の縮小
新たな地域医療構想（2027～）
- ③「真に公平な応能負担」→ 高額療養費制度の見直しなど
- ④「高齢者の定義の見直し」→ 労働力確保および社会保障の給付抑制

2. 直近の政策動向「医療保険制度改革法」（2026 年 5 月 29 日成立）

（厚労省 HP）

この法律などによる医療保険制度改革は、将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行うものです。

(1) 現役世代の社会保険料負担軽減を名目に・・・

①市販薬と成分や効能が似た「OTC 類似薬」を処方された患者に薬剤費の 25%の追加負担を求める制度を新設

②OTC 類似薬に追加負担を求める「一部保険外療養」は 2027 年 3 月開始を目指す。解熱鎮痛剤ロキソニン錠、花粉症に用いられるアレグラ錠などを含む 77 成分約 1100 品目を想定。子ども、がんや難病患者らは対象としない。

(2) 一部保険外療養の創設

①OTC 類似薬の負担増をはじめとする医療保険制度改革案は 4 月 28 日に衆院通過、5 月 29 日に参院可決、成立

②「『一部保険外療養』の対象はすべての療養の給付が対象になり得る」と、京都府保険医協会との交渉時に厚労省が認める(2026 年 4 月 8 日) 今後は法改正なしに薬剤に限らず、厚労大臣が定めるものとなる。

③保団連との交渉においても、薬剤だけでなく診察や処置、在宅医療なども保険給付から一部外すことが可能と厚労省が回答(2026 年 4 月 10 日) 法律の規定上は薬剤のみに限定されていないことに注視。

(3) 「厚労大臣の定めるところ」への危惧

①「厚労大臣の定めるところ」は政策の都合に応じて拡大する懸念

②疾病の自己責任論を基調とする考えが制度に反映する懸念

③参議院厚生労働委員会における質疑において、厚労大臣、保健局長の答弁の内容

④法案の修正はなされずに、医療保険制度改革法は成立。

3. 医療提供体制の縮小等

(1) 公的医療保険の保険給付を削減するために・・・

1) OTC 類似薬を保険適用から除外する

2) 高額療養費制度を見直して自己負担増を図る

3) 医療提供体制を縮小する

2027 年度からの新たな地域医療構想策定までに病床削減を急ぎ、
開業規制等を進めるなど、供給抑制を図る医療費抑制の手法

(2) 日本の医療保障は

「公的医療保険による皆保険体制」と「医療提供体制」で成り立つ。

①医療提供体制の再編によって、医療へのアクセスが困難となる住民。

②医療保険料を納めているにもかかわらず、いざという時に利用困難。

③1961 年の皆保険体制前後には、各地で国保診療所等が整備された。自治体の議会では「医療を利用する機会がないのに、保険料徴収とは何事」と議論され医療機関の整備が促進。



出張報告書

令和 8 年 7 月 3 / 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党議員団
代表者氏名 川崎 敏美
出張者氏名 小村 潤

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8 年 7 月 12 日から令和 8 年 7 月 12 日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 第68回自治体学校in大阪 分科会8 (エルおおさか) 2 交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を 3 4 5
添付書類 ☒ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☒ な し ☐ あ り (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 8 年 6 月 23 日届け出た額 (860 円) と同一額である
☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

2026 年 7 月 31 日

日本共産党議員団

小村潤

小村 潤

出張日時：2026 年 7 月 11 日（土）および 12 日（日）の二日間

会場：11 日（全体会）大阪中央公会堂、12 日（分科会 8）エル大阪

【全体会】

基調講演「地方自治と地域 この 1 年から考える

平和、民主主義、暮らしを守るために自治体はどうすべきか」

：中山 徹（自治体問題研究所理事長、奈良女子大名誉教授）

<講演要旨>

国政では自民・維新連立政権の下、大きくは三つの方向性で平和と国民生活が壊される政策が推し進められている。

- ① 防衛力の強化が実質、戦争できる国づくりとして進んでいる。日本列島ミサイル基地化、弾薬庫の増強、長射程ミサイルの配備、国家情報局・国家情報会議の設置、先島諸島での避難計画策定、自衛隊司令部の基地化など。そのために防衛費の大幅増額に国家予算がつぎ込まれている。また日米合同演習の大規模化も米政権の求めに従って強められている。しかし、抑止力論の破綻は明らかである。
- ② 医療・福祉が削減されている。介護サービス全国一律基準の見直しは地方における介護保険の崩壊を招く。窓口自己負担対象者拡大、OTC 類似薬の特別料金制度の創設、国民皆保険の崩壊につながる危険性など。
- ③ 新自由主義的な経済政策。経済成長、国民生活の向上につながるとして、企業活動の自由を拡大する経済規制、開発規制等の緩和、労働規制緩和、国家予算から企業へ多額投資。

そのような中で地方自治体はどういう状況にあり、どんな役割を果たすべきか。

・困った自治体の 3 類型→①開発型自治体、②停滞型自治体、③追随型自治体

・市長選をめぐる変化

全国で、これまでとは違った首長選の結果が生まれている。どんな方向性であれ、住民が「自分たちがまちづくりに参加している」「自分たちの声が政治に届いている」という実感が持てる候補者が選ばれる特徴が出てきている。

・新たに生まれた立憲型自治体→開発型・停滞型・追随型ではなく、団体自治と公共を住民自治に依拠して実現するような自治体。

・いま地方自治体に求められていること→①自治の精神。地方自治法第一条の 2 を生かすこと。国がその精神に反することをやっていたら自治体として意見を申し立てること。②人にこそお金を使う。地域経済が疲弊している時こそ、人件費をはじめ、人のために予算を回すことで地域に経済循環が生まれてまちに活力が生まれる。③公共の回復。行政職員が地域や市民の状況を自ら掌握すること。

<感想>

良い施策であれ、悪い施策であれ、自分たち住民の声がどれだけ聞き入れられているか、耳を傾けられているか、まちづくりに参加できている実感があるか、で市政への満足度・印象度が変わるのだという話に非常に納得した。本市も住民が主体的にまちづくりに参画していけるよう努力しているとは感じているが、もっといろんな可能性があるのではないか、と感じた。

記念講演「世界とつながり、行動する：ピースボートの取り組みから」

：畠山澄子（ピースボート共同代表）

講演要旨

ヒパクシャとの船旅から自身の平和追求の生き方が決まった、と畠山氏は話した。ピースボートの始まりは1983年。当時、教科書の日中戦争の記述について「侵略」から「進出」へと変えられることが大きな議論となり「事実はどうなのだろう？当事者はどんな思いなのだろう？」直に話を聞き、この目で確かめようと、150人乗りのボートから出発し、今では1700人乗りのクルーズ船が年3回、地球一周する事業に発展。

1984年には南京大虐殺の経験者の話を、また1996年にはインドネシアの従軍慰安婦の話を、2003年は南北コリア両方を訪れようという企画も知恵を絞って実施。地球一周の旅で、体制や文化、習慣の違う国々を訪れ、民間レベルで顔の見える国際交流を続けてきたそう。

暗い世界情勢の中でも、分かり合えることも、分かり合えないことも対話して向き合い、偏見を乗り越えること、今、できることからまず動いてみることを、世界とつながっていることが大切であり、希望であると語り、「絶望の中に希望を」としめくくった。

<感想>

ポスターは街でよく目にするが、ピースボートの詳細を知らなかったため、取り組みのすばらしさに驚きの連続で拝聴した。畠山氏が冒頭「留学していた18歳当時、リアルに戦争中の国から来ている友人に対し、戦争体験を訪ねた際、『一体どんなつもりでそんなことを尋ねることができるのか』といわれ、『ただ、お母さんを返してほしい』と聞いて自分の無関心さを思い知った」と話したことだけでも活動の重さを感じた。

戦争し合う国ではあっても、中に住む人間と人間が顔見知りで友人であることで、争いや憎しみは減らしていける。そう確信を持ちながら、一つでもできることを船旅に参加した人の主体的な思いを大切にしながら続けているのが素晴らしい。

【分科会】

分科会8「交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を」

助言者：可児紀夫（愛知大学地域政策学センター研究員）

助言および分科会報告者の発言は別紙資料の通り。

<感想>本市では市営バスが阪神バスに移譲して久しい。市民の足としてバス交通や公共交通とは本来どうあるべきかを考えたいと思い、参加した。現在、市内ではバス料金が連続して値上がり傾向にあり、路線、便数の減少も見られる。議会では「阪神バスは黒字経営だが運転手不足でサービスの拡充はできない」という答弁。阪神バスとの情報交換はおこなっていても市民要望を実現するための協議や交渉は積極的にはおこなわれていない現状がある。可児氏によれば、こうした市営バスの権限移譲の際の契約がどういう内容になっているのか、をよく見るべきだという。実際、他の自治体では民間事業者が複数社で市域を網羅しているが、本数や路線が偏ることのないように、市民の意見を取り入れ行政も関わって協議する場をもち、市民の足を守っている例が報告された。今後も本市のバス交通ならびにAIオンデマンド交通の展開について研究と追求を深めたいと思った。

以上

分科会8「交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を」

憲法と地方自治をいかし、交通権が保障される地域交通を考えます

助言者：可児 紀夫（愛知大学地域政策学センター研究員）

はじめに

2026年3月10日に閣議決定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、路線バスが廃止した地域を地方自治体が事業の再構築として地域を守ることが明記されています。このような改正が憲法と地方自治を生かし、交通権が保障された地域交通を考えます。

現代の交通問題の今を戦後からの歴史的視点から考えます

今、交通問題は地域の人々の暮らしと命の問題です。憲法の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である第25条（生存権）、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」である第13条（幸福追求権）など「国民の交通する権利」（交通権）が侵されている現状があります。

また、国は、自治体の交通政策の理念の議論の前に公共交通計画づくりを指導し、協議会においては、地域からの要望についての議論が希薄で、運輸事業の権限が国に所在していることなど住民の参加と自治体などの自治を前提とした法制度になっていないことも大きな課題です。

憲法と地方自治を生かした地域交通政策の理念を交通の意義から考えます

交通とは何か

交通は、人と人との交流、人間社会のコミュニティを交通の本質として交通を捉えます。交通を経済的な価値にとどめることなく、交通が育む文化との関連を捉え、人間社会を考えます。これが、交通の本質的な捉え方です。

人間は、社会的存在です。人と人との交流が、豊かな暮らしを育みます。交通は、人と人との交流を本質として、人間社会を根底で支える基本的な人権です。

交通の意義

交通の意義の一つ目は、交通は、人間社会を支える基本的な人権であるということです。二つ目の意義は、交通は文化を育み、豊かな社会を築きあげることです。三つ目は、交通は、明治時代、鉄道の発展によりこれまでの海運による交通をそれまで以上に経済的な発展をもたらしました。そして、昭和時代にはいり、自動車産業の発展で経済だけでなく、人間社会も豊かにしました。しかし、自動車事故や自動車産業を中心とした高度成長による公害などの弊害も生じました。四つ目は、交通は、国づくり、地域づくりの土台・基盤となり、持続可能な社会を構築します。五つ目は、交通は、医療、福祉、教育、環境、観光、地域経済などの分野に社会的な便益をもたらすことです。

このように交通の意義をふまえて地域交通を考えます。

住民の命と暮らしを守る地域交通の事例を学びます

岐阜市では、住民との信頼関係を構築して、住民の参加で総合的な交通政策を策定し、住民の自治と行政との協同で市内 23 の生活圏域にコミュニティバスが実現しました。木曽町では、公共交通はまちづくりの土台で山村に住む一人一人の命と暮らしを守る理念のもと生活交通システムを確立しました。

また、新たな動きとして、松本市では、自治体が路線、ダイヤ、運行方法、運賃などのサービス水準等をマネジメントし、交通事業者が運行を担う公設民営方式を確立して利便性向上を図りました。また、倉吉市では、地域資源を生かした地域電力による収益を交通事業に補填するドイツのシュタットベルケが始まりました。

協同の動きも活発です。熊本市、広島市や前橋市などでは交通事業者の協同が始まりました。ソウル市では、50 数社のバス事業者が組合を設立して市と適正原価での契約により安全で安心できる運行が実現しています。運転者不足など厳しい状況を乗り越えるためにもドイツの運輸連合など交通事業者等の協同により組織化を進めることが今後の課題となります。

協同社会をつうじて持続可能な地域社会をめざします

持続可能な地域社会とは、平和で、気候変動など環境保全を基本に、人間の尊厳、人権が尊重され、住民の参加と自治で、地域の中小企業がいいきと事業展開され、農林水産業が地域の産業となり、地域資源をいかしたエネルギーの自給・自立が確立された循環型の地域経済が確立している地域です。そして、暮らしと地域のコミュニティを豊かにする交通権が保障された交通が享受されている地域社会です。また、自然災害に対する対応が的確である地域が持続可能な地域社会と考えます。

その実現のためには、地域においては住み続けられる日常生活圏のまちづくりが重要です。日常生活圏とは、概ね小学校区単位で、徒歩や自転車で生活ができる範囲です。その圏内には公共施設、医療、福祉、保育、小学校、社会教育施設が計画的に整備され、安心して暮らせる地域です。また、日常生活圏に子育てや高齢者、障害者のための施設、社会教育施設、公園、コミュニティセンターなどが整備され、農業など地域経済が豊かな地域が住みやすい地域です。

おわりに——幅広い協同により、交通権が保障される地域交通をめざします

持続可能で交通権が保障される地域交通は、安全で安心できる日常生活圏を充実する総合的な交通政策を国民との議論でつくり、そして、競争原理から協同を理念とした交通基本法および地域交通確保法、そして道路・港湾などの関連予算を見直して交通基金を創設することで実現します。さらに、地方自治の本旨を充実するためにも運輸事業の権限の委譲についても検討することです。

戦後以来、過度に自動車に依存してきた自動車社会を中心とした社会的なインフラづくりから、歩いて楽しい、公共交通が充実した地域づくりを進めることが、気候変動を抑制した持続可能な世界を築く一歩になると考えます。そのために、地方自治体は、憲法と地方自治を生かして、地域住民や地元企業などの参加と協同で、自治を尊重した地域づくりを推進する責務があります。